

「ストップ・リニア!訴訟」第3回口頭弁論報告!

2月24日(金)第3回口頭弁論の一連の行動に参加するために13時頃より東京地裁前に、原告・支援者が続々と集結してきました。そして13時20分から天野原告団事務局長の司会で集会が始まり、川村原告団長、関島弁護団共同代表の挨拶に続き、各支援団体の代表者から連帯の挨拶を受けました。

14時に傍聴券の抽選のために裁判所構内へ入りました。並んでいただいたのは152名でした。

抽選で当選した98名とあらかじめ選ばれた15名の原告団と弁護団が103号法廷に入りました。

裁判長が鋭い指摘!

14時30分に開廷し、裁判長から原告・被告双方から提出された書証の確認後、「**工事実施計画の前に営業主体・建設主体の指示という段階と整備計画の決定という段階がありますが、それぞれの段階**



での判断が違法であれば、それが引き継がれ、最終的に工事実施計画の認可も取り消し事由になるという判断枠組みでいいですか？」と被告側に指摘されました。これに対して被告は「**建設指示については、工事実施計画の認可とは別の処分となる。基本的には、違法性の継承は認められないと考える。ただちに工事実施計画の認可の違法にはならない。**」と答え、裁判長は書面にまとめるように求めました。

その後、岐阜県担当の岡本浩明弁護士と岐阜県土岐市の和田悦子さんが「意見陳述」を行いました。

【岡本弁護士の意見陳述抜粋】

岐阜県の東濃地域には日本最大のウラン鉱床群が存在します。地域住民にとっては、このウラン鉱床から掘り出される残土に混入しているウランから放出される放射線による環境や人体に与える影響がもっとも心配なところ、これに対する参加人の対応は極めて不誠実でした。すなわち、参加人は、岐阜県知事から、ウラン鉱床やそのおそれがある場所を慎重に回避すること、ボーリング調査や現地調査を行って状況を詳細に把握すること、などを求められていました。にもかかわらず、参加人は環境影響評価書において、文献調査とヒヤリング調査しかしませんでした。そのうえで、ウラン鉱床は回避したので問題はないという環境影響評価しかなかったのです。

その後、原告らも参加する市民団体「リニアを考える岐阜県民ネットワーク」などが独自の放射線測量調査を行った。その上で参加人に対し、再三、調査の要請をしました。その結果、これを無視できなくなった参加人は、本件認可処分後の平成28年7月になって、

「岐阜県内月吉鉱床北側約3Km区間における発生土等の管理示方書」を出しました。その示方書において、参加人もようやく「岐阜県内月吉鉱床北側約3Km区間においてウラン鉱床が生成されやすい地質を中央新幹線が通過する」ことを認めるに至りました。

ただ、当該示方書も、その適用範囲を3Km区間に限定するなど、極めて不十分なものです。なぜなら、原告らが独自に放射線測量を実施したところ、その3Kmの範囲外である御嵩町次月峠(品川から)

245Km地点が高い数値を示したのです。このように、ウラン残土に関する参加人のこれまでの対応は不誠実というほかなく、またその対策も不十分というほかありません。

地域住民の不安が払拭されないまま、瑞浪市の南垣外の工事が始まっているという極めて許しがたい事態になっています。

【岐阜県土岐市の和田悦子さんの意見陳述抜粋】

私は岐阜県土岐市泉が丘町に居住しております。12年前に隣市、瑞浪市日吉町の古民家を手に入れました。ところがその北西約300メートルの南垣外地区の地下にJR東海のリニア中央新幹線と非常口が建設されるということを知り、とても驚きました。自然を壊してまで、東京名古屋間を40分で走るそんな早い乗り物を作る価値がどこにあるのか私にはわかりません。 (記者会見の和田さん)

この地域は大小のウラン鉱床が点在しています。「春日井リニアを問う会」が2016年2月と3月に、3回にわたり東濃ウラン鉱床周辺の「放射線量調査」を行った結果、リニアルート品川から245キロ地点の御嵩町で非常に高い測定値が認められました。

私の古民家の近くにも宿洞ウラン鉱床がありますので、近辺の「放射線量」を測ってみました。地上から1mの所で平均毎時0.13~0.15マイクロシーベルトもありました。日によって計測値は変わりますが、他地区よりも高い数値ですので、地下深く掘削すれば、放射線量の高いウラン残土が排出されるのではないかと危惧しております。



JR東海はリニアの路線を設定するにあたって、「ウラン鉱床を回避した」と準備書には書いていました。しかし、それはJR東海自身がウランの有無を調査したものによるのではなく、既存の文献を参考にして作り上げた路線計画であることがわかりました。

その文献は独立行政法人日本原子力研究開発機構(旧動燃)のものであります。あるジャーナリストがその日本原子力研究開発機構の職員にウランの有無を問いただしたところ「実際には掘って見ないことにはわからない」と答えたということです。私はその職員の言われた通りだと思います。文献上でウラン鉱床を回避したと言われても、実際にはウランを含んだ残土が出てくる危険があると思います。

東濃地区のリニア問題に取り組んでいる団体「リニアを考える岐阜県民ネットワーク」が、JR東海に対して、2015年10月と2016年4月に、岐阜県内のルート上のウランの存在を確かめるためのボーリング調査をするように要請しました。それに対して、JR東海は「花崗岩による天然由来の放射能数値であり問題ない。」と回答をしました。

岐阜県はJR東海に対して、「事業者として、独自でウラン鉱床の有無を調べる責任があるのではないか」との意見を出しました。それに対してJR東海は、2016年7月25日に、瑞浪市日吉町の3キロ区間付近で、僅か11本のボーリング調査を行ったと岐阜県に報告しています。

また、JR東海の評価書において、「万一、放射線量が比較的高い掘削土が確認された場合は、掘削土を覆土することにより敷地境界線における放射線量を管理値以下に低減させるとともに、遮水シートな

どを用いて雨水などの侵入を防止させることとする」としています。ビックリです。覆土や遮水シートを使うなど、そんな安易な方法しか対策をもっていないのでしょうか。ウランを掘削してしまえば、ラドンガスが発生します。ラドンガスは肺ガンを引き起こす一因になりうる事が確認されています。

自然を壊すことは、人間をも壊していくことにつながります。本当の豊かさは自然環境をどれだけ残していけるかであると思います。私達は未来を生きる子供たちのため、ブレーキをかけ、今後日本がどうあるべきかを真剣に考えなければいけない時が来ていると思います。このJR東海の見切り発車ともいえるリニア中央新幹線工事を一度立ち止まっていたいただきたいと思います、意見をのべさせていただきます。

【閉廷後の記者会見】

15時30分から裁判所の2階の記者クラブにて、記者会見が行われました。



会見には、和田さん、関島弁護士、岡本弁護士、川村原告団長、橋本原告団事務長が臨み、それぞれの立場から意見を述べられました。

【川村原告団長の発言】

今日は3回目ですけれど、争点が明確になりつつあるという印象を受けました。

今日、裁判長が鉄道事業法の問題に切り込んでくれたので、良い方向に向かって行くのではないかと思います。些細なことですが大事な問題は、関島弁護士が言われた原告適格の問題に絡んで、残

土処理のトラックのルート絡みで原告適格があるかないか、それが未だ不明確なまま着工になってしまった。逆に言うと杜撰な着工計画のままでは始まってしまったという事を示しています。

裁判長が明らかにするように言ってくれたのは、私たちにとって大きな後押しになります。

JR東海・事業者は残土処理のトラックがどこをどう通って処理するのか、残土をどこに捨てるのかという事を早く明確にすべきだと考えています。

【参議院議員会館第101号会議室にて報告集会を開催】

東京地裁で傍聴券獲得に参加していただき、法廷に入れなかった皆様は、すでに会場で待ちわびておられました。記者会見に参加した方々が到着した、16時10分頃から天野原告団事務局長の司会で始まりました。

川村原告団長からは「3回続けて傍聴席を満席にすることができました。感覚としては徐々にリニアの問題点が明らかになりつつある。私たちは更にリニア問題を鋭く突いていく事が大切である。」

関島弁護団共同代表からは「鉄道事業法に定める安全性を確保しなければ認可を受けられない。新幹線を建設するための全幹法を適用するのはおかしいという根本的な議論をしています。」「段々



裁判の争点が、鉄道事業法違反、全幹法違反、環境影響評価法違反などについて、噛み合わせようとしてきている。」という主旨の挨拶がありました。

そして、今日意見陳述された和田さん、岡本弁護士横山弁護士から挨拶があり、その後、参加者からの多くの意見に対して、弁護士と原告団が答える形で質疑応答が行われました。

その後、公共事業改革市民会議、日本熊森協会、JR東海労組合、リニア市民を考える登山者の会、東京勤労者釣り団体連合会から連帯と激励の挨拶がありました。

日本共産党からは、本村伸子衆院議員と山添拓参議院議員が参加され挨拶を頂きました。



本村議員はJR東海が岐阜県内で地下水汚染を県に知らせなかったことに続いて、無許可での工事をしたことを批判されました。山添議員は、国が3兆円もの財政投融资を決めたのに、契約書さえ公開しない国の態度を紹介されました。

最後に、橋山禮治郎さんから「リニア問題は、下から押し上げることと、上から圧縮することが重要である。」と述べられました。

閉会の挨拶で主催者から集会の参加者は、117名と報告されました。

【今後の口頭弁論スケジュール】

第4回 4月28日 第5回 6月23日 第6回 9月8日
第7回 11月24日 第8回 1月19日 (2018年)
※ いずれも、金曜日の14時30分～ 東京地方裁判所 第103号法廷

「ストップ・リニア！訴訟」岐阜訴訟事務局から「訴訟サポーター」への協力をお願いします。

口頭弁論も2月に1回のペースで進み順調な滑り出しとなっています。しかし法廷内だけの闘いでは勝ち目はありません。これから各種学習会・報告集会が計画され活動が活発になれば、闘争資金が必要となります。この裁判と一連の活動は、原告とサポーターの皆様の会費で運営されています。

ぜひご理解の上、サポーターの拡大にご協力をお願いいたします。

サポーター会費は、初年度1口：2千円 2年目からは、1口：千円です。

【振込口座】【口座記号：00810-5】 【口座番号：184376】

【加入者氏名：東濃リニアを考える会】

「ストップ・リニア！訴訟」岐阜事務局(東濃リニアを考える会) 090-2688-4399